特集

# BSE（牛海綿状脳症）対策について

平成13年に国内で初めて本県でBSE（牛海綿状脳症）感染牛が確認されたことにより、食の安全・安心の確保は、ますます重要となり、国内外のBSE対策については、いまだ関心が高いところです。

国内ではこれまで、BSE検査、特定危険部位（SRM）の除去、飼料規制、トレーサビリティなどの様々なBSE対策が実施されてきましたが、この間、対策に係る様々な検証や見直しが行われてきました。

特に、BSE検査の対象月齢については、平成17年に国の機関である食品安全委員会が「20ヶ月齢以下の牛を検査の対象から除外してもリスクは低い」と評価したことを受け、厚生労働省では、同年8月から21ヶ月齢以上の牛を検査対象としています。

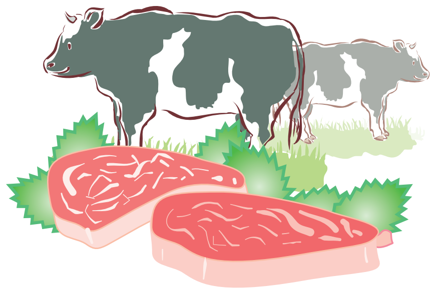

20ヶ月齢以下のBSE検査については、継続すべきかどうかについて、様々な意見がありますが、ここでは、その時の食品安全委員会の評価内容と、BSE対策の現状について分かりやすく解説します。

## Q BSE検査をしていれば安全ですか？

A 現在、日本ではBSE感染牛を摘発するため、全頭を対象に検査をしています。

平成13年9月に国内で1頭目の感染牛が確認されてから、平成20年8月31日までに、全国で約847万頭の牛を検査して、BSEと診断された牛は21頭（千葉県の1例目と死亡牛検査で確認された13例を含め、国内では35頭）でした。

ただし、BSE検査には、技術的な限界があります。BSEは潜伏期間が3～7年と長いため、発病していない若齢牛などで、病原体がごく微量の場合、BSEプリオンを検出することはできません。

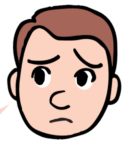

検査だけではわからないこともあるんだね

## Q BSE検査でチェックできない牛は大丈夫ですか？

A BSEの病原体（BSEプリオン）が蓄積する場所は主に中枢神経系であり、特定危険部位（SRM:脳、眼球、脊髄を含むせき柱、及び回腸遠位部）といい、そこにBSEプリオンが99%以上蓄積しています。

発病前の若齢牛で検査においてBSEプリオンが検出されなかったとしても、と畜場で特定危険部位を確実に除去し、獣医師（自治体職員）により1頭ごとに厳密にチェックしています。

したがって、特定危険部位は食肉の流通経路から排除されているため、ヒトにBSEが感染する心配はありません。

**特定危険部位**
舌、頬肉を除く頭部、せき柱、回腸遠位部

↓

特定危険部位に**99%以上**の
BSEプリオンが存在

↓

**特定危険部位の除去**が
安全性確保に有効

●BSEの病原体が蓄積する場所

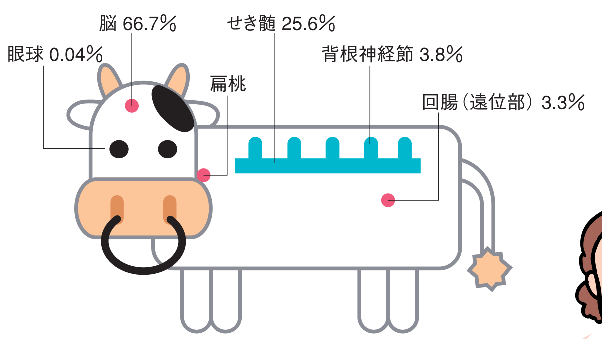

危ない部分は取り除かれているのね! 安心したわ!

## Q 20ヶ月齢以下の牛は検査しなくても大丈夫ですか？

A BSE検査でBSEプリオンの検出が難しい20ヶ月齢以下の牛でも、と畜場で特定危険部位が除去されているので、食肉の安全は確保できます。

## Q 20ヶ月齢以下の牛の判別はできますか？

A 日本では、牛の生産履歴が分かるトレーサビリティ制度が確立されています。

トレーサビリティは、「追跡可能」と訳され、わが国では平成15年12月より、個体ごとに生産・と畜段階において出生情報等を記録することが法律で義務づけられ、すべての牛の正確な月齢の判別が可能となっています。

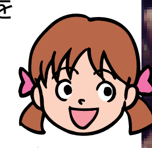

へぇ～ 日本ではちゃんと全部わかるんだ!

## Q BSEはいつになったら日本から無くなるのですか？

A 日本では、BSEの発生以前は、牛を処理したときに出る骨や肉などを粉状にして（肉骨粉といいます）飼料として牛に与えていました。この肉骨粉が感染源と考えられています。

1頭目の発生を契機に、肉骨粉の使用を法律で全面的に禁止し、牛から牛に感染するルートが遮断され、その後生まれた牛からはBSE感染牛の発生はありません。

このまま日本で平成14年生まれ以降の牛から発生が無ければ、OIE（国際獣疫事務局）の国際基準によると、平成25年（2013年）に「清浄国（リスクのない国）」となることが予測されます。

●国内のBSE発生状況（生まれ年別）　H20.3.24現在

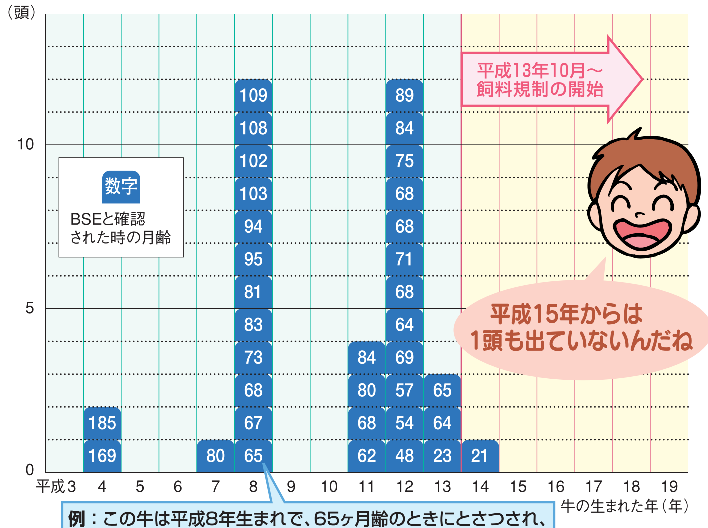


例：この牛は平成8年生まれで、65ヶ月齢のときにとさつされ、平成13年9月にBSEと確認されました。

## Q BSEが発生した他の国ではどうしていますか？

A **EU（欧州連合）ではきびしい規制により改善しました**

イギリスでは、平成4年には3万頭以上のBSEの発生がありましたが、牛や羊などの反すう動物由来の肉骨粉を牛に与えることを禁止したことなどから、BSEの発生件数が激減しました。
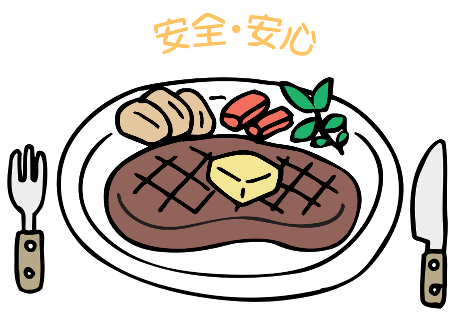
現在、イギリスをはじめ、EUでは「30ヶ月齢以上」の牛を対象にBSE検査が行われています。